

平成27年第4回葛城市議会定例会会議録（第3日目）

1. 開会及び散会 平成27年12月14日 午前10時00分 開会  
午後 0時31分 散会

2. 場 所 葛城市役所 議会議場

3. 出席議員14名

1番 欠 員	2番 内 野 悦 子
3番 川 村 優 子	4番 西 川 朗
5番 増 田 順 弘	6番 岡 本 吉 司
7番 朝 岡 佐一郎	8番 西 井 覺
9番 藤井本 浩	10番 吉 村 優 子
11番 阿 古 和 彦	12番 赤 井 佐太郎
13番 下 村 正 樹	14番 西 川 弥三郎
15番 白 石 栄 一	

欠席議員0名

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

市 長	山 下 和 弥	副 市 長	生 野 吉 秀
教 育 長	大 西 正 親	総合政策企画監	本 田 知 之
まちづくり統括技監	松 倉 昌 明	総 務 部 長	山 本 眞 義
企 画 部 長	米 井 英 規	市民生活部長	芳 野 隆 一
都市整備部長	土 谷 宏 巖	都市整備部理事	木 村 喜 哉
産業観光部長	下 村 喜代博	保健福祉部長	山 岡 加代子
教 育 部 長	吉 村 孝 博	上下水道部長	川 松 照 武
会 計 管 理 者	邨 田 康 司		

5. 職務のため出席した者の職氏名

事 務 局 長	寺 田 馨	書 記	中 井 孝 明
書 記	山 岡 晋		

6. 会議録署名議員 5番 増 田 順 弘 9番 藤井本 浩

7. 議事日程

日程第1 一般質問

日程第2 「議第79号 平成27年度葛城市一般会計補正予算(第5号)の議決について」

の撤回について

追加日程第1 議第84号 平成27年度葛城市一般会計補正予算（第5号）の議決につ  
いて

開 会 午前10時00分

**赤井議長** ただいまの出席議員は14名で、定足数に達しておりますので、これより平成27年第4回葛城市議会定例会第3日目の会議を行います。

本日、議会だより用に議場内の写真撮影を行いますので、ご承知おきください。

ご報告申し上げます。去る12月11日、市長より議第79号、平成27年度一般会計補正予算（第5号）の議決について、葛城市議会会議規則第19条第1項の規定に基づき、議案撤回の申し入れがございました。その取扱いに12月11日の本会議終了後に議会運営委員会を開催願ひ、議事日程及び審議方法について協議いただいておりますので、会議の概要について、議会運営委員長よりご報告願います。

14番、西川弥三郎君。

**西川弥三郎議会運営委員長** おはようございます。

去る12月11日、市長より、平成27年度一般会計補正予算（第5号）議案撤回の申し入れがあったことについて、本会議終了後、議会運営委員会を開催し、その取扱いなどについて慎重に協議をいたしておりますので、その会議の概要についてご報告いたします。

本件の審議方法についてでございますが、議案の撤回につきましては、本日、日程第1の一般質問の日程が全て終了した後に、日程第2として、議案の撤回についてを上程し、撤回の理由説明の後、質疑討論は省略し、撤回の承認について採決をいたします。

なお、この議案の撤回については、本会議で承認された場合、直ちに、平成27年度一般会計補正予算（第5号）についてを追加議案をして提出されるということでございますので、その取扱いにつきましても、議会運営委員会で協議をいただいております。撤回が承認された場合、まず日程追加について諮っていただき、日程追加後、議案を上程し、提案理由の説明、質疑を行い、各常任委員会に關係部分をそれぞれ分割付託いたします。

以上、報告といたします。皆様のご理解を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

**赤井議長** お諮りします。

本件についての議事日程及び審議方法は、ただいまの運営委員長からの報告のとおり行うことにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

**赤井議長** ご異議なしと認めます。

よって、議事日程及び審議方法については、運営委員長からの報告のとおり行うことにいたします。

これより日程に入ります。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりでございます。

日程第1、11日の金曜日に引き続き、一般質問を行います。

初めに、9番、藤井本浩君の発言を許します。一問一答方式で行われます。

9番、藤井本浩君。

**藤井本議員** 改めまして、皆さん、おはようございます。

私の一般質問は、日本にもいろんな表彰制度というのがございます。国のいわゆる勲章な

ど、また地方自治体におきまして表彰制度というのがあるわけですが、葛城市にも約10年前、平成17年4月1日に施行されました葛城市表彰条例というものがございませぬ。これの実績や運用、どのようになっているのかということについて、質問をさせていただきます。

質問は、一問一答方式で質問席より行わせていただきます。

**赤井議長** 藤井本君。

**藤井本議員** それでは、質問を進めさせていただきます。

今、壇上の方で申し上げました、この葛城市表彰条例というものの、ちょうど平成17年に施行されて10年たちました。まず、とっぱなになりますけども、この10年間、この条例施行されて10年間経過したわけでありませぬけども、その実績についてお伺いをしておきたいと思ひます。

**赤井議長** 米井企画部長。

**米井企画部長** 企画部長の米井でございます。どうぞよろしくお願ひ申し上げます。ただいまの藤井本議員の質問でございます。

表彰につきましては、本市自治の振興を図りまして、また、公益に尽力し、功労特に著しい者及び篤行者並びに競技会その他の行事等における優良者に対して表彰するものでございませぬ。

表彰につきましては、各所属長より自治功労者、功労者表彰、善行者表彰、一般表彰がございませぬ。これに該当する者があるときには、毎年9月末日までにその事績等を詳細に記載した葛城市表彰該当者内申書を市長に提出いただき、その内容によって表彰審査委員会におきまして決定いただいております。

実績につきましては、平成17年度から平成27年度中期までで自治功労者54名、功労者表彰はございませぬ。善行者表彰6名、内容につきましては個人2名、4団体でございませぬ。一般表彰2名。計62名となっております。

その内容につきましては、自治功労者表彰につきましては長年地方自治に携わってこられた方、善行者表彰につきましてはご寄附をいただいた方、一般表彰につきましてはスポーツ分野での全国大会優勝者への表彰でございませぬ。

以上でございませぬ。

**赤井議長** 藤井本君。

**藤井本議員** 今、この10年間の実績というものを伺いたしました。10年間で62名の方が表彰されたということでございます。しかし、そのうちの54名が自治功労者。自治功労者の部分、条例を確認してまいりますと、4年以上市長の職にあった者、12年以上市議会議員の職にあった者、12年以上副市長の職にあった者、また、12年以上区長の職にあった者。というようなことで、そういう基準というものがきっちりと定められた、この方らが中心になっているということでございます。

それで、善行者表彰、これは6名ですけども、団体も含めて6名。これは寄附によるものだと、こういうことでございます。

それで、一般表彰2名。これは、スポーツ等で、全国大会で優勝したということのお答えだったというふうに思います。

続けて質問をしてみたいと思います。

いろいろ、次から次、聞いていきますけども、前後しますけど、一般表彰の2名、スポーツの方で全国優勝された2名の方について教えていただけるのであれば、教えていただきたいのと、去年の12月、ちょうど1年ほど前になるんですけども、市内の小学生がダブルタッチということで、ニューヨークに行かれてダブルタッチ世界大会というもので優勝されて帰ってこられた。それで、市長を訪問されて、優勝の報告ということで、インターネットまたホームページ、また広報等でもお知らせがありました。

こういったところ、どうなっているのかということを含めて、このスポーツ分野での、いわゆる一般表彰2名という、この10年間で2名であったという部分について、お尋ねをします。

**赤井議長** 米井企画部長。

**米井企画部長** ただいまのご質問でございます。

表彰につきましては、先ほど申し上げましたように、内申書を市長にお出しいただき、その内容によりまして、審査委員会にて審議し、決定をしているわけでございます。

ただ、スポーツのほか、文化等多くの分野がございまして、関係部局もなかなか把握できない状況がございます。さらに、活動場所が他市町村にあり、本市の市民が参加されている場合もございます。この辺の周知徹底、情報収集及び表彰基準の策定も含めまして、今後、検討をさせていただく中で、審議会にて審議をいただきまして、一人でも多くの方に表彰を行ってまいりたいと考えます。

ダブルタッチの世界大会出場につきましては、表彰は行ってないわけでございますが、激励会、報告会をさせていただき、栄誉をたたえさせていただいております。

2件の表彰でございますが、障がい者の大会を含む全国スポーツ大会の優勝者2名でございます。

以上でございます。

**赤井議長** 藤井本君。

**藤井本議員** 一般表彰2名、これは、スポーツでと。そのスポーツの中でも障がい者の大会で全国優勝された方2名を表彰された。

この、ダブルタッチというものの説明をしていたらまた時間が長くなりますから、それはいいとして、これもスポーツの1つとして、世界大会で優勝された。今、説明があったように、なかなか把握できないという説明があったわけです。確かに、これ、葛城市内の、当時小学生の方がおられて、ニューヨークへ行かれたわけで、拠点は香芝にあった。しかし、市長にこの優勝報告まで来られてるわけですね。

だから、この方は、結論から言うと表彰されてないということになるわけですけども、情報が入ってこない、というのは、これはちょっと言えない。報告に来られているのに。

確かに、これ以外にもほかで、例えば奈良に拠点があるようなクラブで、葛城市の方、入

っておられる。こんな方が全国大会されてもわからなかったというのは、理由としてわかるんです。しかし、今回のこのケースの場合は、わかったんじゃないかと。なぜ、そこにその表彰基準と別個の形をとられたのかということについては、また最終的に市長の方からご答弁をいただいたら、それで結構でございます。

次に、また、質問を進めてまいります。

先ほどから、ご説明があったように、62名の方がこの表彰制度でこの10年間表彰された。自治功労者が54名ということで、これは本当に基準が定められているわけですよ。それ以外の、自治功労表彰以外の功労者表彰、善行者表彰、一般表彰というものが非常に少ないですね。この基準についてどのようにお考えになられているのか。お尋ねをします。

**赤井議長** 米井企画部長。

**米井企画部長** 自治功労者の表彰につきましては、議員のご指摘のとおりでございます。その他、功労者の表彰につきましては、教育、学芸、文化の向上について功績が顕著な者、有益な研究、考案、発明又は改良をした者、産業の振興等について功績が顕著な者、公益の事業に貢献し、その功績が顕著な者、その他特に市長が表彰することが適当と認められる者となっているわけでございます。この表彰につきましては、団体であっても、表彰するものでございます。

善行者表彰につきましては、災害の発生に際し、有効適切な行為によりその被害を最小限に止めたと認められる者、自己の危険を顧みないで人命を救助した者、篤行者で特に市民の模範となる者、公益のため市に多額の私財を寄附した者、その他特に市長が表彰することが適当と認められる者となっているわけでございます。この表彰につきましても、団体であっても表彰するものでございます。

一般表彰につきましては、協議会その他の行事等において成績優良である者、その他特に市長が表彰することが適当と認められる者となっているわけでございます。この表彰につきましても、団体であっても表彰するものでございます。

これらの基準による表彰となるわけですが、基準の明確なものを除き、表彰審査委員会にて審査をいただき、決定しているわけでございます。

以上でございます。

**赤井議長** 藤井本君。

**藤井本議員** 確かに、数字とか、成績とか期間とか、あらわれるものは、確かにわかりやすいというように思います。最後は、私は、この善行者表彰ということについて、今回の一般質問では訴えたいわけです。

この善行者表彰、寄附というものに関して、これは個人で100万円、団体で200万円というようにも条例以外の規定で定められているわけですよ。この方らは、確かにわかりやすい。もらったので表彰しましょう。しかし、それ以外の、いわゆる市の模範となる善行者というんですか、この10年間、結果としてなかったのかと言いたくなるような結果なんです。ここを私が今回の一般質問で、いろいろなことを申し上げていきたいというふうに思います。

今、お答えをいただきました。基準がないんだと。基準がない分、表彰審査委員会というものを設けて、そこで審議をして決定をしているんだと、こういうことでございました。

それでは、その表彰者の決定を行う表彰審査委員会について、その内容、どういう形なのか、どのような委員会なのかということをお教えいただきたいと思います。

**赤井議長** 米井企画部長。

**米井企画部長** 葛城市の表彰審査委員会は、表彰者の選考を行うために設置しているものでございます。委員は7名以内をもって組織する委員会となります。委員長は副市長がなり、委員は市議会議員、市の教育委員会委員、市の職員及び識見を有する者の中から市長が委嘱し、又は任命することとなっており、現在は5名に委嘱または任命しているわけでございます。以上でございます。

**赤井議長** 藤井本君。

**藤井本議員** 今、ご説明いただきました。5名の方、委員長は副市長で、5名でこれをつくっている。この10年間、この委員会、何回開かれましたか。

**赤井議長** 米井企画部長。

**米井企画部長** 10年間、平成27年度中期までで2回開催をいたし、一般表彰者に対する審査を行いました。以上でございます。

**赤井議長** 藤井本君。

**藤井本議員** 10年間で2回と、ここにおいでの皆様方がどのようにお思いか。多分、皆さんの気持ち是一緒であろうなど、私は思うわけでございますけど、それなら2回開催した。その2回の開催の中での該当者というんですか、その話し合いの該当に当たった方、個人名まで結構です。何の賞でどうだったかという内訳をお教えいただきたいと思います。

**赤井議長** 米井企画部長。

**米井企画部長** 今、ご指摘のとおり2回開催した内容でございます。

一般表彰者に対する審査でございまして、障がい者の全国大会及び小学校の全国スポーツ大会の優勝者の選考についてでございます。以上でございます。

**赤井議長** 藤井本君。

**藤井本議員** はい、ありがとうございます。

10年間で2回、この表彰審査委員会を行ったと。この表彰審査委員会は、もとをただすと、基準がないものを、ないんだから審査をするんだというような、2回、スポーツでと。

これから言おうとしていることは、想像もつかれているかと思いますが、市民として模範となるような、こういうことをされている方の審査が一度も行われていない、こういう状況にあると言わざるを得ないわけです。

質問を続けてまいりたいと思います。そうしたら、この条例をつくったその趣旨、そしてまたそれに対する効果というものをどのように、本当に、条例ですから、お考えなのか。お示しいただきたいと思います。

**赤井議長** 米井企画部長。

**米井企画部長** 今までの実績から申し上げますと、自治功労者表彰につきましては、長年地方自治に

携わってこられた方々への表彰ということでございます。そのご苦勞をねぎらう意味で、大いに、大変効果があり、大変喜んでいただいております。

功勞者表彰につきましては、いまだ表彰の例がございませんので、ご指摘のとおり、今後、基準も含めまして検討してまいりたいと考えております。

善行者表彰につきましては、主に寄附をいただいた方への表彰となります。お礼の意味も込めまして、市として当然のことであると考えています。

最後に、一般表彰ですが、スポーツ分野で成績優秀者での表彰となります。葛城市の名前を全国区にさせていただいた、大変公益性の高い表彰であると考えているわけでございます。

以上のことから、被表彰者に対する効果は有効であったと考えられますが、市民への効果という点では、表彰されました方々に広報かつらぎ等でご紹介をさせていただいたのみにすぎず、今後は表彰条例そのものの見える化をホームページ等で図りまして、市民の方々にこの制度の理解を深め、受賞意識の向上につなげてまいりたいと思います。

また、先進市町村の例を参考にしながら、きめ細かな基準を設けるなど、受賞していただきやすい工夫を検討してまいりたいと考えます。

以上でございます。

**赤井議長** 藤井本君。

**藤井本議員** 自治功勞者についてはそのご苦勞をねぎらうと。功勞者表彰は、いまだ例がないと。善行者表彰というのは寄附をされた方だけしか表彰していない。これは、お礼の意味も兼ねて当然のことである。当然のことでしょう。

しかし、この善行者表彰の中で、本当に立派な方というんですか、模範となる方、本当に表彰を皆がしてあげたらというような方、本当に10年間なかったのか。何度も何度もそれを思います。

そういう意味で、この制度そのものは有効であったということですが、私はその有効性というのは不十分であったとしか思ってないです。首を振られてるから、皆さんが、そうだなという分も、同じ意味合いのことも思いなんだなというふうに思いますけども。

次に、質問を続けてまいりたいと思います。

条例で、毎年11月3日文化の日に表彰することとなっていると。ただし書きとして、市長が特に認めた場合は随時行うことができるというただし書きが後ろにありますけども、もう一度言います。毎年11月3日文化の日に表彰することとなっている。

私、この11月3日にその表彰で、式とか表彰されたというのが余り記憶にないわけですが、本当に11月3日、表彰されているのかどうか。まず、お答えください。

**赤井議長** 米井企画部長。

**米井企画部長** 現在のところ、11月3日には開催しておりません。これにつきましては、件数が少なく、11月3日まで長期にわたって待ってもらうより、表彰者対象事象を確認したときに、早急にお渡しすることが最善だと判断したためでございます。現在は、そういうことで実施しておりますが、ご指摘のように、市民に対する功勞、善行等を広く知ってもらう、また広くお祝いする意味からも11月3日の実施に向けて広報活動も含めまして、検討努力をさせてい



ただきたいと思います。

以上でございます。

**赤井議長** 藤井本君。

**藤井本議員** 11月3日、条例に表彰する日とあるけども1回もないと、こういうことですね。数が少ないからと、ちょっとその部分だけが印象に残りましたから、数が少ないから、そのたびと  
いうことですが、

数が少ないというより、その表彰者自身を把握できてないという状況にあると私は思います。だから数が少ない。数が少ないから、条例にもうたっている11月3日の日の表彰式典のようなものが行えないと。いわゆるこの条例そのものが機能されてない状況にある。私はこう思うんですけども、ご意見があれば、また後で言っていたらいいかというふうに思います。

全てを見るわけにはいきませんが、1つご紹介させてもらいたい。

どこの市のホームページを見させてもらっても、広報を全て見ることができます。私、ぱつととったのが、大阪の羽曳野市、市民表彰式典というのが、今年も行われた。こういうのが羽曳野市の広報に載っておりました。文化の日、市民表彰式典が行われたというふうに羽曳野市は紹介されています。いろんな部門で57人が市長表彰、また、16人が教育長特別表彰を受けられた。羽曳野市の例です。こんなにたくさんするのがいいのかどうか、これだけの方が、立派な方がおられるのだからされたんだと思いますけど、これはこれとして、ここま  
でいなくても、やはり、今、部長がお答えになったように、この文化の日11月3日にたたえるんだ、表彰するんだと決めた以上、そういうふうに、一度もしてないという方が、これは誰が見たって聞いたっておかしい。

これは、理事者の方だけに言うんじゃなくて、私も若干の反省をしているんです。私もや  
っぱりこの10年間、合併以降、議員というものをさせてもらいました。その中で、もう少し早くこのことにも触れさせてもらったらよかったのかなと、このように、私も反省もして  
おるところでございますけども、現在、本当に機能してない状況にあると。

それで、ここまでこういうふうにずっと話ししてくると、本当に中途半端というんか、中  
途半端にまで到達してないと。そう言ってもいいぐらいかな、こんなふうにも思います。

特に、先ほどから何遍も申し上げている善行者表彰。これについて、本当に注目をして  
いるところでございますけども、先ほども申し上げました。葛城市では市民の模範になるよ  
うな善行者という方が、本当に10年間、1人もおられなかったというのが、この結果とい  
うのが、これはもう寂しいだけでなく、これは我々行政、議会も含んで、これはちょっと反省  
しなければならない。決して、そんなことはないはずというふうに思っております。

私なりに、葛城市、隠れた部分で、どんな方がおられるのかなというのを、私なりに、ち  
ょっと時間も余りなかったですけど、調べた3つのことをご紹介をさせていただきたい、こ  
のように思います。

警察へ行きますと、いわゆる感謝状というのが贈られます。よく新聞にも、犯人逮捕に協  
力したとかいって載っているわけですが、そうしたら私どものこの葛城表彰条例につい

でも、被害を最小限にとどめたと認められる者という該当事例もあるわけです。それで、高田警察の方にも私、出向いて、教えられる範囲でちょっと教えていただけたらということで教えてもらいました。

今年1月1日から現在まで、高田署管内で、10の方を表彰している。犯罪防止6人、事件功労3人、長年、いろんな意味で協力していただいた方1人と、計10の方を表彰しているということでございました。この中に葛城市の方も1人おられるようでございます。これを、やはり、把握されていたのかどうかわかりませんが、こういった方もおられる。

ただ、この感謝状制度というのは、葛城市民の方が、例えば和歌山に行ったら、和歌山で何か事件とかに功労されたといった場合は、そこの警察署から感謝状とか贈られますので、この高田だけ、また奈良県だけを把握していたらわかりませんから、これもご注意くださいんですけども、よそでそういうこともあるかもわからないというシステムになっているということもご紹介をさせていただきたいというふうに思います。

いろんな表彰制度があるんですけど、私がちょっと注目していたのが献血ですね。奈良県赤十字献血センターにも問い合わせをいたしました。皆さんもちろん献血もされておる。私もしておるわけでございますけども。献血というこの制度も表彰制度がございます。5年に一度、赤十字大会というのが行われて、今年もたまたまですけども、11月に行われて、三笠宮殿下、三笠宮様から表彰式があったということを知っております。ここでも葛城市民の方が2名表彰されているということです。

あと1件。何か葛城市で目に見えないところで頑張っている方おられないのかな、表に出てこない方ということで、ちょっと外れるかわかんないですけど、私、外務省に電話をしまして、よく最近テレビでもはやりですけども、青年海外協力隊、また壮年協力隊、海外で頑張っておられる方、外務省に問い合わせもしました。

基準というんか、何年以降ですかという話がありましたけど、平成20年以降の方について調べていただきました。平成20年以降、葛城市出身というんか、申し込まれたときは葛城市の方で青年海外協力隊、海外で活躍されている方、3人おられるということでございます。

そのうち、1人は現在も、派遣中ということで頑張っておられる。こんなことも調べさせていただきました。

これは、1つの、私なりに、勝手に調べたと思うといってもらっていいですけども、こうやって、市民の方、知らないところで頑張っておられる。こういう認識というものは、理事者側だけと違って、本当に各部長が持っていたかかないと、これは、この制度というのは始まらない、このように思います。

いろんな部門というもので頑張っておられる方、こういう市民の方が非常に多いというふうに思うわけですが、また、よその市、先ほど、羽曳野市、市民表彰式典、11月3日に大きくやられていますよ。こんな事例も申し上げました。

富田林市、これも市のホームページから確認させていただきました。広報に、富田林市表彰条例による候補者（善行者）の推薦についてと、本市では、11月3日に富田林市表彰条例に基づく表彰を行います。善行賞につきましては、その推薦は地域の町総代や自治会長にお

願いをしていますが、下記のとおり、心当たりの市民の方や団体がありましたら、8月14日までに地域の町総代・自治会長にお知らせください。こういった、市民に問いかけをしているわけです。

私は何が不足しているのかなというのは、やっぱり葛城市の場合、こういうことやと思います。これだけがいいんじゃないけども、そっちへ目を向いてない。調べようとしてないという部分が欠けているんじゃないかな。だから、また戻りますけども、表彰者数が少ない。少ないから審査委員会も少なくなっている。この制度が機能していないということでございます。

長々と同じようなことを説明、質問してまいりました。ここで市長にお尋ねをしたいと思います。

今の話を、流れを聞いてみてもらって、今、この条例というものが10年前に施行されて、もっと確立すべきと、一言で言うと、もう中途半端過ぎる、そこまでいってないと、このように思うわけでございますけれども、所見を求めておきたいと思えます。

**赤井議長** 市長。

**山下市長** 藤井本議員の質問にお答えをさせていただきたいと思えます。

この件につきましては、改めて申しわけないと深く反省をいたしております。

時々いろいろと頑張っていただいている方もいらっしゃいます。二上山で山道の手入れをしていただいている方であるとか、また、子どもたちの安全のため、また交通安全のためにみずから毎朝出ている方もいらっしゃいます。そういった方を表彰するべきだと、その時々、担当者に言ったことはあるんですけども、相手の方が結構ですとおっしゃったということで、もうそのまま置いちゃっていただけるところもございまして。

しかし、各部局の問題じゃなくて、これは、私がしっかりと、もっともっと市民に感謝の気持ちを伝えるべきだということを言っていなかったがゆえに、各部局がそのような方々を上げてこなかったということになるかと思えます。そこは、いま一度反省をし、感謝の意を、また、たたえるべきはたたえ、市民の皆さんから、また頑張ろうとかいう気持ちを奮い起こしてもらったり、また、頑張った人たちをみんなでたたえるというようなことをぜひ、これからは新たにもう一度見直して、表彰条例の中身もいま一度見直しをさせていただきます。

これは早急にさせていただきますと同時に、今、担当の者にも言っておるんですけども、感謝状も、市の方から、いろいろと、この表彰条例でカバーできない方もひょっとしたらいらっしゃるかもしれないですけども、いろいろと頑張っていただいている、清掃を頑張っていただいているとか、そういう方々とか、表彰条例でカバーできるのかできへんのかも含めて、いろいろと市の名において、その方々に感謝の意を伝えられるように、しっかりとその中身をつくって、また議会でご報告をさせていただけるようにしてまいりたいというふうに思っております。

今回、このような形で、ご指摘をいただきました。今までまいりましたこの年月をもう一度振り返りながら、しっかりと行政として果たすべき役割を教えていただいたような気がい

たしますので、本当に、前におります理事者皆がその気持ちになって進んでいけるように努力してまいりたいというふうに思っております。

改めて感謝申し上げます。ありがとうございました。

**赤井議長** 藤井本君。

**藤井本議員** 今、市長の方から、感謝しているという言葉がありましたけど、それより変えていただけたら。そのために私、この機会に質問させていただいているわけです。

ここに座っておられる部長も、こういう方がおられるという、いろんな部門、善行者なんというの、こんなん、基準というの、やっぱりないです。いろんなケースがあると思います。こういう目というものを持って、あの人はこういうことをやっているねというのを、もう少し市民の方をたたえ上げていただきたいなと、もう一度、今、市長の言葉どおり、職員の皆さん、部長の皆さん方もお願いしたいなというふうに思います。

誰だってそうです。市長もそうなら、私もそうです。ここにおられる方、皆そうやと思います。いろんなことをやって、ありがとうとか頑張ってるなとか、言葉だけでもやっぱりうれしいものがある。こういう条例に沿って、ぜひ、市民というものをたたえ上げてもらう。先ほど、市長の言葉になかったですけども、11月3日、これを変えられるのなら変えるでもいいけども、やはりそれはその日となるように、その日を定めてあるのであれば、それに基づいてやっていただけたら、それはそれで私はいいかなというふうに思います。

感謝条例というものも考えていこうというお話もございました。私は、もっと大きく、最後に、私の言葉だけで終わりますけども、よく名誉市民とかいう言葉がございます。この名誉市民条例というのも御所市や五條市にはあるわけですけども、葛城市にはないです。御所市で言うと、市長と関係の深い奥野誠亮氏がもらっておられるし、五條市は五條市でもらっているわけがございます。該当者が出てきて、この条例をつくるというのも1つですけども、ぜひこういう立派な人が出てくるように、そういった条例ということについてもお考えをいただきたいと思います。

市長の、これからやっていくんだという意気込み、反省しているというところから始まって、これから変えるという心強い言葉も聞きました。私が今回、一般質問をさせてもらったかいもでございます。来年にご期待を申し上げて、私の一般質問を終わります。

**赤井議長** 藤井本浩君の発言を終結いたします。

最後に、15番、白石栄一君の発言を許します。一問一答方式で行われます。

15番、白石栄一君。

**白石議員** 議長の許可を得まして、一般質問をさせていただきます。

私の質問は、第一に、新道の駅建設事業について、第二は、総合型地域スポーツクラブ並びにスポーツゾーン計画についてであります。

質問の詳細は質問席にて一問一答方式で、行わせていただきます。

**赤井議長** 白石君。

**白石議員** まず、新道の駅建設事業についてであります。

新道の駅建設事業に伴う現在と将来の市民や市財政に対する負担の削減、軽減することに

ついて、私は、所管の部長等に伺ってまいりたいと、このように思います。

まず、本体事業費並びに関連事業費の執行状況についてであります。道の駅事業計画は、平成23年10月25日の都市産業常任委員会に提案されてから、はや4年が経過をいたしました。この間、施設の内容や規模などがころころと変わり、道の駅事業は当初の18億円からどんどんふえてまいりました。道の駅部分とその他関連事業費は約24億円にも膨れ上がり、6億円ふえているのであります。市民と市財政の負担はふえるばかりと言わなければなりません。

事業費はまだまだふえるのではないかと、こう危惧する市民の声が上がっていますが、まだまだふえるなどんでもない話であります。私は、24億円の事業費の枠を圧縮をし、現在と将来の市民や市財政に対する負担の削減、軽減をする、こういう立場から質問を進めてまいります。

既に、地域振興棟や調整池が発注され、さらに道路情報棟建設等の予算が本定例会に提出をされています。本体事業費20億円及び県道拡幅等の道路整備は南阪奈道路へのオンランプ等の関連事業費4億円の執行状況。そして、24億円の事業費の枠取りに変更ないのか。この点をまず、説明を求めるものであります。

**赤井議長** 土谷都市整備部長。

**土谷都市整備部長** 都市整備部部長の土谷でございます。よろしく申し上げます。ただいまの白石議員からのご質問についてお答えさせていただきます。

道の駅事業実施に伴いますこれまでの実績についてでございますが、これまで測量調査設計などの委託業務としまして、25件実施しております。執行額としましては1億9,200万円の執行となっております。

続きまして、今、委託業務として25件ご説明したわけですが、これらの内訳を若干簡単に説明させていただきますと、測量設計関係につきましてが12件、補償鑑定に関するものが10件、埋蔵文化財調査に関係するものが3件となっております。

次に、用地補償に関しまして、契約件数としての実績になりますが、39件ございまして、執行額としては7億3,100万円となっております。

続きまして、工事についてご説明させていただきます。

現在、先ほど議員もおっしゃられたように、地域振興棟の建築工事ですとか調整池造成工事等、工事を進めておりますが、小規模なものも含めまして工事としては6件実施しております。執行額としては11億9,500万円となっております。

これらの合計といたしまして21億1,800万円が現在執行済みの状況ということになっております。

以上です。

**赤井議長** 白石君。

**白石議員** ただいま、土谷部長の方からご答弁をいただきました。私が、試算した数字よりも若干少ないかなと、300万円ぐらい少ないかなと思いますけれども、私の試算した内容について、ご紹介をしておきたいと思っております。

本体事業については、この間、地域振興棟新築工事が8億523万円、調整池造成工事が2億5,016万円が発注され、合わせて10億5,539万円が執行されています。さらに、本定例会の補正予算において、道路情報棟等の工事請負費が1億3,500万円が計上されているのではないかと考えています。

去る平成27年9月11日の総務建設常任委員会に提出をされました平成24年から平成26年度の道の駅整備事業の執行状況を示した資料によりますと、執行済額は9億5,056万円であったと思います。この金額に10億5,539万円を足し込みますと20億595万円となります。ここはちょっと計算が違うわけでありますけれども、このたびの補正予算1億3,500万円を足し込みますと21億4,095万円となります。さらに、若干、土谷部長と異なりますけれども、人件費、これは、平成27年2月24日の資料で提示されました8,618万円をプラスしますと、22億2,714万円となります。

今、土谷部長が答弁された金額が現時点では一番正確だというふうに思うわけでありますけれども、この土谷部長が答弁された金額に、人件費8億6,186万円、それらをプラスしますと22億円を上回ると、こういうことになるわけであります。

この積算で大体、間違いないのかどうか。土谷部長が答弁された内容と比較をされて、漏れている点、間違っている点、訂正をしていただきたいと、このように思いますが、いかがでしょうか。

**赤井議長** 土谷都市整備部長。

**土谷都市整備部長** ただいまのご質問についてですが、先ほど1点だけ、人件費8億6,186万円について。

**白石議員** いやいや8,618万円。

**土谷都市整備部長** 人件費8,618万円ということで、今、私の方で、整理しております事業費といたしますのが、全体額で、先ほど白石議員もおっしゃられましたが、24億円ということで、この24億円にはもともと人件費というのは含まない形での24億円というもので、過去からお答えさせていただいていたところかと思えます。その24億円の中で、現在、執行済みの状況となっておりますのが、先ほどお答えさせていただきました21億1,800万円の額ということで認識しております。

以上です。

**赤井議長** 白石君。

**白石議員** 人件費の点については、了解をいたしました。

しかし、私は、本定例会に上程されている地域活性化事業に係る1億3,500万円を足し込んだ額を言いましたけれども、土谷部長のご説明された21億1,800万円、これに、補正予算額1億3,500万円を足し込むと22億5,300万円と、こうなりますけれども、これで間違いありませんか。

**赤井議長** 土谷都市整備部長。

**土谷都市整備部長** ただいまの点につきましてお答えさせていただきます。

現在、執行済みの額21億1,800万円に、今回、予算の補正で上げさせていただいております。

す額を足した結果としましては、白石議員お答えの額で結構かと思えます。

**赤井議長** 白石君。

**白石議員** 金額を確定いただきましたので、次に進めてまいります。

次に、関連事業費の執行状況等についてお伺いをしてまいります。

県道拡幅等の道路整備や南阪奈道路へのオンランプ整備等の関連事業費の執行状況、そして、事業費枠として4億円が予定されているわけでありますけれども、この4億円の枠は変更あるのかなのか。この点についてもお伺いをしたいと思います。

**赤井議長** 土谷都市整備部長。

**土谷都市整備部長** ただいまの白石議員からのご質問について、今後の諸費用についてというご質問かと思えます。

先ほども答弁させていただきましたとおり、現在の執行済みの額としましては21億1,800万円ございます。これまでより答弁させていただいております全体事業費としては、24億円の全体事業費ということで事業を進めてまいりますというところはお答えさせていただいているところかと思えます。したがって、残りの事業費としましては約3億円程度ということになります。

先ほど白石議員おっしゃられましたように、県道拡幅、オンランプ整備、また駐車場ですとか建物周りの舗装仕上げ、また公園部分の仕上げ、そういったものを、今後実施する必要があるというふうに考えておまして、この3億円の中で実施できるように、総事業費の中でこれらの整備が実施できるよう、現在、鋭意積算設計等を行っているところでございまして、道の駅本体とその他事業費の点につきましては、これらの工事を発注していくに当たりまして、例えば1つの大きな工事にすることによりまして、間接経費の削減ですとか、そういったものも今後考えていきつつ、残りの事業費の中で、事業を完遂させていきたいというふうに考えているところでございまして、現在、今、ちょっとその明確な割り振りがお答えできない状況にございます。先ほども申しましたが、24億円の事業費の中でできる限り事業を実施していくよう、現在、検討しているというところでご理解賜りますよう、よろしくお願ひしたいと思います。

以上です。

**赤井議長** 白石君。

**白石議員** 土谷部長の方から、その他関連事業費の、事業費の枠については3億円とご答弁いただきました。4億円から1億円圧縮されておるということではないのかというふうに思うわけがありますけれども。

では、その執行状況についてお伺いをしたわけでありますが、詳細についてはよろしいですから、実際に、その他関連事業費枠の中で、どの程度の金額を執行されているのか。この点だけ、お伺ひしたいと思います。

**赤井議長** 土谷都市整備部長。

**土谷都市整備部長** ただいまの白石議員のご質問についてですが、先ほど私、3億円と申しましたのは、関連事業費に関する予算ではございませんでして、現在、21億円執行している状況の中

で、全体事業費24億円とこれまでお答えさせていただいている中の差し引きが3億円ということで、もう既に、その関連事業分といたしましても、ちょっと今、内訳の詳細の額までは持ってきておりませんが、既にもう執行している部分もございますので、それが今……。

**白石議員** 全体の額。

**土谷都市整備部長** 全体の額としましては、これまでもお答えさせていただいております24億円の中の20億円と4億円という割り振りの中で、現在、考えているところでございますが。

**白石議員** 執行した額を聞いているわけです。

**赤井議長** 暫時休憩します。

休 憩 午前10時57分

再 開 午前11時01分

**赤井議長** 休憩前に引き続き、会議を開きます。

白石君。

**白石議員** 土谷部長からご答弁をいただきました。大変、この道の駅事業、道路事業並びにまち交事業が入りまじって非常に複雑ですし、わかりにくいわけです。ここの点はやはりきちっと整理をして、我々議員にわかるようにご説明をしていただく。そういうことがやっぱり間違いを起こさないことになるのではないかというふうに思います。

しかし、いずれにしても、現在、土谷部長が執行された金額と、本補正予算で1億5,300万円を足し込んだ額は22億5,300万円であるということだけは、ご確認をいただいたということです。それは確認しましたよ。22億5,300万円ですね。

これはもうごっちゃになっているから、もう一体で話さな仕方ないわけですから、事業費は全体としてまち交が16億円ですか、道路事業が8億円、合わせて24億円ということであります。

そういうことからすると、あと、単純に考えて、素人が考えて、1億4,700万円しかこの事業費の枠からすると残っていないということになるのではないかと、私はこう推測をするわけであります。1億4,700万円でオンランプや県道の拡幅等、道路整備事業が実際にできるのかどうか。事業費がこれ以上ふえるということはあってはなりませんので、この点だけ、お答えをしておいていただきたいと思います。

**赤井議長** 生野副市長。

**生野副市長** ただいまの白石議員のご質問でございます。

先ほど部長が申しましたように、今までの執行額については、再度申し上げますが、21億1,800万円でございます。先ほど来申されていますように、今回、補正をお願いいたしておりますのが1億3,500万円ということでございまして、この1億3,500万円、残りが約1億7,000万円余りはあるわけでございますが、残りの約3億円でそのオンランプなり道路情報棟等の工事を行いますので、先ほど来申されておりますように、残金の1億4,700万円で残りの工事をするのではないわけでございまして、あくまでも24億円の中で今、21億1,800万円という執行済みがありまして、総事業費の中であと3億円残っておるわけでございます。この3億円の中に、現在、補正をさせていただいております1億3,500万円が含まれておりま



すので、今後、この財源の中でオンランプなり県道なりを鋭意、今現在設計をいたしておるわけでございますので、その中での執行ということでございますので、ご理解よろしく願いいたします。

**赤井議長** 白石君。

**白石議員** ここにおられる職員の皆さんを含めて、議員の皆さんや傍聴の皆さん、本当にこの事業、やっぱり2つの補助事業を活用しているということであったとしても、全く、我々議員そのものが把握できない。これまで提出された資料、あるいは委員会の議論、一般質問等の資料に基づいて、私は質問しているわけでありまして、それでも、わからない。こういうことなんです。これでは、私たち議員がこの事業費について市民やあるいは市財政に負担をかけないようにやはり削減、軽減すべきだと言っても、どこをどうすればいいのかわからない、そんな状況になっているということをここではっきりと申し上げておいて、次の質疑に移りたいと思います。

**赤井議長** 暫時休憩します。

休 憩 午前11時06分

再 開 午前11時07分

**赤井議長** 休憩前に引き続き、会議を開きます。

白石君。

**白石議員** 次に、道の駅運営基本構想の中期収支計画について伺ってまいりたいと思います。

6月定例会において、株式会社道の駅かつらぎが提案された道の駅かつらぎ運営基本構想が、道の駅の事実上の運営方針、売り上げ計画や収支計画になろうとしているわけでありまして。

道の駅事業は、平成23年10月の当初計画から運営をより経営という観点から、道の駅全体をより慎重に考えていきますと、全面的に計画見直しを表明してから、商工会中心の設立委員会や設立準備会、株式会社道の駅かつらぎに丸投げをしてまいりました。その結果、施設の規模や内容、配置がころころと変わり、運営方針や収支計画が決められずに、今日まで迷走してまいりました。ようやく売上高計画や中期収支計画を内容とする運営基本構想が公表されたところなのであります。

ところが、この中期収支計画は、開業2年度までは赤字で、3年度から目標の8億1,100万円の売り上げを達成をして、手数料収入が7,500万円となって、法人税や施設使用料が含まれていないにもかかわらず、当期の純利益は802万円となる極めて生産性、採算性の低い計画になっているのであります。

さきの9月定例会の一般質問で、私は、この収支計画を市はどのように評価をされているのか、お伺いをいたしました。市としての評価については説明されませんでした。そこで、改めて、どのように評価をされているか、お伺いしたいと思います。

**赤井議長** 下村産業観光部長。

**下村産業観光部長** 産業観光部長の下村でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

ただいまの白石議員の質問にお答えいたします。

道の駅かつらぎ運営基本構想につきましては、平成27年6月の総務建設常任委員会の中で、株式会社道の駅かつらぎ発起人会より提出されました運営基本構想の内容について説明させていただきました。

売上高や手数料収入、また、道の駅を運営していく上での費用等見込まれておりまして、おおむね妥当な計画ではないかと思っております。

以上でございます。

**赤井議長** 白石君。

**白石議員** 下村部長から、評価らしい評価というんですか、おおむね妥当な計画であるという答弁をいただきました。さらに、おおむね妥当な計画であるかどうか、伺ってまいりたいと思います。

新在家にあります道の駅ふたかみパーク當麻を見ますと、平成26年度の決算では売上高2億2,000万円となっています。手数料収入は9,640万円で、経常利益は売上高の5%、1,103万円です。純利益は、法人税等が差し引かれ、売上高の3.8%、845万円となっています。

一方、道の駅かつらぎは3年度以降は、売上高8億1,100万円を達成して、手数料収入9,640万円で、経常利益は売上高の0.99%の802万円です。純利益も同じく売上高の0.99%で802万円となっています。

しかし、6年度からは、施設の使用料324万円の支払いや、10年度以降には法人税など481万円の課税が予定をされております。施設使用料と法人税を合計しますと805万円となります。売上高8億1,100万円のままでは、黒字の維持は困難であります。これで、おおむね妥当な計画であると言えるのか、甚だ疑問と言わなければなりません。

改めて、道の駅ふたかみパーク當麻と比較をして、どのようにお考えか、所見を求めたいと思います。

**赤井議長** 白石君。

**白石議員** 同じ市内にあるふたかみパーク當麻の事例と比較して、ご答弁を求めましたが、所見がありませんでした。

次に進んでまいりたいと思います。

株式会社道の駅かつらぎがつくった収支計画ですので、市としてはおおむね妥当な計画である、これ以上の評価は答えられないということでしょうか。これでは、市民と市財政の負担がふえるのではないかと、こういう危惧はやはり拭えないわけであります。せめて、道の駅ふたかみパーク當麻と同程度の売上高の5%、4,000万円程度の経常利益、税引き後の純利益で3,500万円程度の確保が求められるのではないかと、私はこう思います。

そのためには、売上高を大きくしていくということもありますけれども、手数料の見直しはどうしても必要ではないかと考えます。中期収支計画の手数料はどうなっているか、説明を求めます。

**赤井議長** 下村産業観光部長。

**下村産業観光部長** ただいまの白石議員の質問にお答えいたします。

中期収支計画における販売手数料でございますが、この施設は地域の産業の振興を図る目的を持った施設でございますが、農業者や商工業者に多くの品物を出品してもらいまして、もうけてもらって、できる限り安心して安価な品物を市民の方々に提供できるよう検討されておりまして、直売所における農産物の販売手数料率は15%、特産品は20%、また精肉は15%、鮮魚は12%、ベーカリーやテナントは20%でございます。

以上でございます。

**赤井議長** 白石君。

**白石議員** 下村部長からご答弁をいただきました。

6月定例会の総務文教常任委員会の説明では、この手数料については一番低い手数料率になっておりますが、これは出荷者の意向に沿ったものであると考えておりますと、このように説明をされています。

さらに、ただいまの答弁。多くの品物を出してもらおう。もうけてもらおう。できるだけ安価な品物を提供する。このことを目標にして、県内及び県外で一番低い手数料にしたと、こういうことだと考えます。これでは、市民のメリットが全く語られていないわけであります。

私は、県内外で一番低い販売手数料でいいのか。出荷者の意向に沿ったものであるということでもありますけれども、それでいいのか。この点について更に深めてまいります。

802万円の純利益では、ランニングコストやライフサイクルコストは到底賄えないということは明らかではないでしょうか。これでは、市民と市財政の負担は目に見えていると言わなければなりません。

私は、市民の意向や市財政の立場から、手数料の見直しを求めてまいります。2つの事例、考え方をお示しいたします。ご所見をいただきたいと思えます。

まず1つ目です。平成23年10月25日に提案された、当初の経営分析表案では、農産物の直売所、加工所の売上高は8億5,000万円でした。その内訳は、地元産分は売り上げの70%を予定して、売上高5億9,500万円。手数料率は15%と低く抑えられていたんです。

一方、地元産以外の売り上げは30%を予定をして、手数料は30%と高く設定をしていました。さらに特産物の手数料も30%で設定していたのであります。地元産を優先した考え方で、納得できる計画ではないでしょうか。中期収支計画の農産物の売上高3億6,278万円は地産分や地産分以外の比率を想定されておりませんが、地元産分と地元産分以外の売上高の比率を50対50と想定をして、当初の経営分析表案の手数料を採用をして試算をしてみますと、売上高3億6,278万円のうち、地元産分50%とすれば、売上高は1億8,139万円となり、手数料は15%で手数料収入は2,720万円となります。地産分以外も50%で、売上高は1億8,139万円と同じであります。手数料率が30%でするので手数料収入は5,441万円となります。このことによつて、農産物の手数料収入の合計は8,161万円となります。中期収支計画の手数料収入5,441万円より2,720万円ふえることとなります。

さらに、同様に、特産物の手数料も30%を採用すれば、売上高は1億6,538万円となりますので、手数料収入は4,961万円となります。中期収支計画の20%の手数料収入3,307万円より1,654万円ふえることとなります。農産物の増加分2,720万円と合わせて4,374万円の増収

になるのであります。

したがって、中期収支計画の農産物の手数料収入9,551万円は1億4,125万円となり、全体の手数料収入総額は1億7,481万円から2億2,354万円にふえて、経常利益は802万円から4,873万円ふえて5,675万円となるのであります。いかがでしょうか。

さらに2つ目は、ふたかみパーク當麻の事例であります。

ふたかみパーク當麻では、手数料収入は20%を採用しています。農産物で1,818万円、精肉、鮮魚で1,486万円。ふたかみパークと同じ手数料にすれば、これだけ増収になります。合わせて3,300万円ふえることになります。

そうすれば、手数料収入は9,751万円から1億3,051万円となって、手数料収入総額は2億1,280万円となり、経常利益は約3,500万円となるのであります。

出荷者の意向に沿ったものであるとのことではありますが、802万円の純利益では将来の負担は目に見えています。市民の意向や、市財政の立場から全てすれば、せめてふたかみパーク當麻並みの利益率5%、経常利益3,500万円程度を確保するために、手数料率の見直しが必要だと考えますが、いかがでしょうか。ご所見を求めます。

**赤井議長** 下村産業観光部長。

**下村産業観光部長** ただいまの白石議員の質問にお答えします。

先ほども説明いたしました、この道の駅は地域の産業の振興を図る目的を持った施設でございますので、農業者や商工業者に多くの品物を出品してもらい、もうけてもらうとともに、できる限り安価で安心な品物を市民の方々に提供するという考えのもと、手数料率を考えております。収支につきましては、先ほど説明させていただきましたが、その手数料における収入や施設の維持管理費等に係る一定のランニングコストなどを見込んだ中期収支計画を立てられておまして、開業3年目には黒字を見込まれております。

今回、指定管理者の公募を行いまして、提出されました収支計画における手数料率につきましては、一部見直しをされておまして、精肉、鮮魚、ベーカリーなどのテナントについては全て15%とされております。直売所における農産物は15%、特産品は20%と同じでございます。

以上でございます。

**赤井議長** 白石君。

**白石議員** この間、私、一般質問でも議論をしてみましたけれども、確かに農産物や酪農や商工業者の方々にもうけていただく、還元をしていくということは大事なことでありますけれども、それは、当初の理念や事業規模、これを踏まえた形でやっぱりやられるべきであるというふうに思います。

私はよく例に挙げました、愛知県の愛西市、立田のふれあいの里。ここは、それこそ地元の農業の存続をかけて、朝市から道の駅を発展させてまいりましたけれども、その収益というのは、余り考えなくて、とにかく農業を存続していこう、そして出荷者については、本当にコンテナ3つで売り切れてもあとはもうそれでいいんだという形で、それこそ光熱水費あるいは駅長さんの給料等を、年間約1,000万円を超える費用を市が負担をしている。こうい

う実例を挙げました。

しかし、事業費はどれほどかという、やはり5億円程度なんです。やはり、どこに、その根本の理念、考え方を置いて事業をするのか。24億円、吸収源を入れれば27億円近くなる。こういう投資をしておいて、全く市民にはメリットがない。多くの負担がかかってくる。これでは説明がつかないということを述べておきたいと思います。

次に、建物の維持管理費についてであります。

清掃費等の積算基礎となる床面積が2,840平方メートルとなっております。これは地域振興棟の床面積です。この床面積には、道路情報棟193平方メートルは含まれていないと考えますが、いかがでしょうか。道路情報棟の維持管理は市が行うのでしょうか。負担するのでしょうか。お伺いしておきたいと思います。

**赤井議長** 下村産業観光部長。

**下村産業観光部長** ただいまの白石議員の質問にお答えいたします。

中期収支計画におきます施設の維持管理費につきましては、道路情報棟の維持管理費は含まれておりませんでした。今回、指定管理者の公募要件の中で、道路情報棟も指定管理者に管理をしてもらうことになっておりますので、今回の公募においての計画書には、道路情報棟の管理も含めた計画書を提出されております。

以上でございます。

**赤井議長** 白石君。

**白石議員** 中期収支計画には、これらの清掃費や警備費、光熱水費等は含まれていないということとありますと、これは、収支計画そのものがさらに後退をすると言わざるを得ません。

さて、次に、賃料、いわゆる施設の使用料はどのようになるのか、お伺いしておきたいと思えます。

**赤井議長** 下村産業観光部長。

**下村産業観光部長** ただいまの白石議員の質問にお答えいたします。

平成27年3月の白石議員の一般質問の中で、当時、河合部長が答弁しておりますが、運営会社が黒字になった場合は、利益が生じた分の一定割合を設置者である市に還元いただくよう協定してきたということとございまして、道の駅かつらぎの指定管理者が決定いたしましたら、協定書の中で、成果配分という形で市に還元いただき、その内容につきましては協議してまいりたいと考えております。

以上でございます。

**赤井議長** 白石君。

**白石議員** 指定管理者が決定した後に、この利益配分という形で決定していきたい、こういう協議をし、決定したいということとありますけれども。私は笛堂にあります体力づくりセンターのときのことを思い起こしているわけでありまして、正確であったかどうかわかりませんが、プロポーザルにおける提案書の中で、利益をどれほど上げて、それをどう案分するかということも、そのときに決めて、指定管理者の指定の手続を行ったというふうに記憶しております。これは、委員会において明らかにしていただきたい、このように思います。

次に、ライフサイクルコストの内訳と負担区分についてお伺いをしてみたいと思います。

言うまでもありません。ライフサイクルコストは事業費8億円として32億円程度かかると、こういうことになっております。水道光熱費や保守点検、あるいは清掃費や警備費、保険料等は、これは運営会社が持つわけでありまして、修繕費、あるいは更新費、リニューアル費、こういう費用はどうなるのか。この点、いかがお考えか、ご答弁を求めます。

**赤井議長** 下村産業観光部長。

**下村産業観光部長** ただいまの白石議員の質問にお答えいたします。

この道の駅かつらぎの指定管理者の公募時の仕様書にも書かせていただいておりますが、固定費の主なものといたしまして、施設及び設備の維持管理等に係るもの、20万円までの建物等の修繕費、事務費、損害保険料、廃棄物処理等の手数料となっております。変動費の主なものといたしましては光熱水費、消耗品費、広告宣伝費でございます。この施設につきましては、市が施設の建設を行い、その運営を指定管理者に行ってもらうものでありまして、20万円以下の修繕費につきましては指定管理者の負担としておりますが、それ以上の修繕やリニューアル等の費用につきましては、市と協議の上、予算の範囲内で市が行うこととなっておりますが、詳細につきましては、市と指定管理者とで協定の中で決めさせていただくこととなります。

以上でございます。

**赤井議長** 白石君。

**白石議員** 下村部長からご答弁をいただきました。

指定管理者との、指定管理のための仕様書等の中で、また、今の部長の答弁で、20万円以上の修理費や修理については、原則、市が負担をするということがはっきりと出てまいりました。さらに、リニューアル費等の費用は市の負担となると言われてまして、これらの内容については、市と運営会社が協議をして決めていくということでもあります。

当初は、市は施設を建設して提供するだけなんだ、あとは運営会社に任せるんだと、こう言っていましたけれども、どんどんと市の負担、市民の負担がふえてきている。このことが明らかになっているわけでありまして。

実際に、私は試算をしてみますと、大体、1年間の平均のベースでありますけれども、修繕費あるいは更新費、リニューアル費等を含めて、年平均で3,000万円程度の負担が出てくるのではないかと。当初は、こういう費用は出てきませんが、でも10年、20年たてば当然リニューアルをしなければなりません。更新費を活用しなければならない。こういうことになるわけでありまして。

そういうことからすれば、私、先ほど手数料の見直し等申しました。やはり3,500万円前後の利益がなければ、この市負担になろうとしているリニューアル費、ライフサイクルコスト、これらが賄えず市が負担せざるを得ない、こういう状況になってくるということだというふうに考えます。

以上、道の駅について終わりたいと思います。

次に、総合型スポーツクラブ並びにスポーツゾーン計画について伺います。

平成27年度の当初予算において、総合型スポーツクラブ設立の予算が計上されたところがあります。総合型スポーツクラブ設立の狙い、運営の方法並びに進捗状況について説明を求めます。

**赤井議長** 吉村教育部長。

**吉村教育部長** 教育部長の吉村でございます。ただいまの白石議員のご質問の内容でございます。

平成23年8月に施行されました国のスポーツ基本法や、平成25年3月に策定されました奈良県スポーツ振興計画におきましては、子どもから高齢者までの年齢層が競技としてのスポーツだけではなく、健康で長生きできるよう広く市民に手軽にスポーツや運動できる機会をつくり、子どもの体力向上から高齢者の医療費削減まで、現代社会が抱えるさまざまな問題解決の一助になるよう、またスポーツや運動を通じて地域の仲間づくりや健康づくりによる人と人とのつながりも育むという目的のため、各自治体に少なくとも1つは総合型地域スポーツクラブを創設するよう推進しているものでございます。

このスポーツクラブにつきましては、スポーツ施設の修繕等に係る維持経費は受益者負担という観点から、市民の不公平感をなくすことも踏まえまして、運営は、基本的に利用する地域住民が運営の財源を会費として負担を行い、自主的、主体的に行うものでございます。

本市におきましても、スポーツ振興くじ助成金を受け、総合型地域スポーツクラブ活動助成創設支援事業といたしまして、平成29年3月までに設立するよう、本年度から取り組んでいるものでございます。

進捗状況につきましては、県のクラブアドバイザーの助言指導を受けながら、体育協会役員及びスポーツ推進委員等をメンバーとした設立準備委員会を立ち上げさせていただき、これまで5回開催しているところでございます。

本年10月には、総合型スポーツクラブを市民の方に浸透させるようプレ事業といたしまして、市広報に折り込みチラシを入れて各戸に配布し、体験教室といたしまして、子どものボールゲーム教室、健康教室、親子バドミントン教室、ソフトバレーボール教室、トランポビクス教室の募集を行い、事業の推進を図っているところでございます。

また同時に、市民のニーズや意向を把握するため、参加者のアンケートも同時に実施させていただいているところでございます。

以上でございます。

**赤井議長** 白石君。

**白石議員** 時間が押してまいりましたので、全ての項目にわたる質問はちょっとできかねますので、せつかく答弁を用意していただいたの、申しわけありませんが、若干飛ばさせていただきますと思います。

部長からご答弁がありました。総合型地域スポーツクラブはまさに文科省の方針のもとにずっと設立をされてきて、このたび葛城市でも設置をするということで着々と準備をしておるわけでありますけども、やはり、既存の体協や連盟あるいはクラブとの関係がどうなるのかと、あるいは施設の使用料はどうなるのかと。体協や連盟、クラブ等の優先使用はどうか

るのか。いろいろな声が聞こえてまいっております。

そこで、体育施設の使用と使用料についてお伺いをしておきたい、このように思うわけがあります。先ほど、部長は、受益者負担の観点から、地域住民自身が運営の財源を会費として負担をして、自主的、主体的に行われるものであると、このように申しておりましたけども、実際にどのような計画になっているのか、お伺いをしておきたいと思います。

**赤井議長** 吉村教育部長。

**吉村教育部長** 施設の使用料の関係についてでございます。

これまで、スポーツサービスというものにつきましては、無料または廉価で行政から提供されるものという意識を持っている方が多いのも事実でございます。クラブの創設期から、会員は単なる参加者ではなく、みずから所属するクラブを運営する一員であるという認識を持ってもらうことも必要でございます。つまり、会員はサービスの享受者であると同時に提供者でもあるという自覚をしていただくことが必要でございます。そのためには、会員がみずからクラブの運営に参加しているという意識を醸成し、クラブ全体がどのように運営され、自分たちが支払った会費がどのような事業に生かされるのか、また、クラブの将来計画やそのための資金計画がどうなっているのかなど財政状況をわかりやすく説明し、会員1人1人に理解していただくことが重要であろうと考えます。

しかし、現実にはゼロからのスタートとなりますので、難しい面もあろうかと思えます。施設の確保やスポーツ振興に影響が出ないよう、柔軟な対応も必要であろうと考えているところでございます。

以上でございます。

**赤井議長** 白石君。

**白石議員** ここに1枚のチラシがあります。平成28年度末設立予定、葛城市総合型地域スポーツクラブ、(仮称)葛城市スポーツクラブというチラシです。このクラブが体験教室受講の申し込みという形で、教室受講料は1名1,600円ということで、有料でやるということになっております。初めての試みということになっています。

先ほど来、受益者負担の観点ということが申されましたが、答弁としては、はっきりした施設の使用料が有料になるとは申しませんでした。まさに遠回しに受益者負担、つまり有料になることを示唆しているのではないかと、このように捉えて、次に進みたい。

いずれにしても、総合型地域スポーツクラブがつけられるということでもあります。吉野町の吉野スポーツクラブ。これは文部省のモデルとして、総合型地域スポーツクラブ、吉野クラブをつくってまいりました。ここでは、正会員あるいは活動会員等々から会費を徴収し、更に指定管理者制度の指定を受けて、指定管理料をいただいて施設を管理しています。当然、市民の皆さんは有料になっているということでもあります。

私はどうもこういう方向へ進んでいるのではないかと、このように強く懸念をいたします。思い起こしていただきたいと思えます。合併のときに、サービスは高く、負担は低くとの約束がありました。ご承知のように、水道料金や下水道料金、国保税等々、全て条例において、その原則に基づいて低く抑えられました。そして、サービスは高くで、施設の使用料は、市



民については、原則、減免規定を適用して無料とすることになりました。

これを破棄する、こういうことなのか、明確に答えていただきたいというふうに思います。それが1つです。

この減免規定を採用して、市民の皆さんに、原則、無料で使っていただくというのは、旧新庄町が足高町政時代から採用してきたものであります。これは、社会教育や社会体育になかなか参加する方々が少なかったときに、その利用の拡大を図っていく、そういうことで原則的に無料にしてまいりました。

そして、それが、今、本当に市民の皆さんがそういう施策に対して感謝をし、まさに私、体育協会に入っておりますけども、本当に屋敷山公園の祭り、あるいは市民体育祭、成人のマラソン・駅伝大会、秋季、春季の市民スポーツ大会、これらをとともに運営をし、やってまいりました。

私、ソフトテニスをしておりますけども、クレーコートの中には、みずからがコートを整備し、それこそ、冬には、上土をとって新しい土を入れ、にがり置いて、転圧押しする。こういうことも率先してやりましたし、またラインのテープもみずからが張ると、こういうことになってきたんですね。

これは、一朝一夕にはならないです。やっぱりそういうような施策のもとで市民の皆さんが市民参加、ボランティア精神がやはり醸成され、育ってきているんだと。私はそのことを、会費を払い、参加料を払い、講習料を払い、それでやっていくということになって、施設の修理から管理全部お任せするんだと。そうしたら、ネットもちゃんとしてほしい。コートもちゃんとしてほしい。もうそんなお手伝い要らないでしょう。こんなことになったんでは、これは、私は、本当に先人たちの努力が全く無になってしまうと言わざるを得ません。

自主的に運営をする、こういうことは大事ですよ。しかし、これまで培ってきた、このような住民参加、ボランティア精神を、このことによってどう変えられようとしているのか。私は、疑問でなりません。これは、ぜひ十分考えていただいて、つくことは必要だと思えますけれども、使用料の問題、サービスは高く、負担は低くの約束をもう破棄するのか。そういうボランティア精神、そういうものは、もう要らないんだということになるのか。ここをしっかりと考えていただきたい。

あと1分。もう時間がありません。スポーツゾーン計画構想であります。これも、五條市、御所市、葛城市と芝のあるいは人工芝のグラウンドを持っているまちがオリンピックやマスターズ等々のイベント、あるいは練習会場として活用していくということでもあります。

やはり、私は、そこで、2面の芝のコートというのは、運動場というのは、これは本当に貴重なものであるし、先人がつくってきていただいたものである。残していただきたい。また、十分な議論をいただいて、施設の整備等もやっていただくことを強く要望して、私の質問を終わっておきたいと思えます。

以上です。ありがとうございました。

**赤井議長** 白石栄一君の発言を終結いたします。

これで一般質問を終わります。

日程第2、「議第79号、平成27年度葛城市一般会計補正予算（第5号）の議決について」の撤回についてを議題といたします。

市長からの撤回理由の説明を求めます。

山下市長。

**山下市長** ただいま議題となりました「議第79号、平成27年度葛城市一般会計補正予算（第5号）の議決について」の撤回につきまして、ご説明を申し上げます。

12月9日に提出をいたしました平成27年度葛城市一般会計補正予算（第5号）におきまして、尺土駅前周辺整備事業費の減額補正に関し、歳出額の減額に見合う歳入額に見誤りがあったため、適正な額に変更いたしたく、議案の撤回につきまして、12月11日付で議長に請求したものでございます。

本案につきましては、議員各位並びに市民の皆様には大変なご迷惑をおかけいたしましたことを深くおわびを申し上げますとともに、二度とこのような事態を招かないよう職員の指導を徹底してまいりたいと思っております。何とぞご承認を賜りますようお願いを申し上げます。

**赤井議長** お諮りいたします。

ただいま議題となっております議第79号議案の撤回については、承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

**赤井議長** ご異議なしと認めます。

よって、議第79号議案の撤回については承認することに決定いたしました。

ここで暫時休憩いたします。

休 憩 午前11時49分

再 開 午後 0時00分

**赤井議長** 休憩前に引き続き、会議を開きます。

先ほど、議第79号議案の撤回が承認されましたことにより、市長より議第84号、平成27年度葛城市一般会計補正予算（第5号）の議決についてが、提出されました。

ここでお諮りいたします。

この際、議第84号、平成27年度葛城市一般会計補正予算（第5号）の議決についてを、日程に追加したいと思っておりますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

**赤井議長** ご異議なしと認めます。

よって、議第84号、平成27年度葛城市一般会計補正予算（第5号）の議決についてを日程に追加することに決定いたしました。

追加日程第1、議第84号、平成27年度葛城市一般会計補正予算（第5号）の議決についてを議題といたします。

本案につき、提案者の説明を求めます。

山下市長。

**山下市長** ただいま議題となりました議第84号、平成27年度葛城市一般会計補正予算（第5号）の議

決につきまして、提案理由を申し上げます。

本案につきましては、先ほど撤回の承認をいただきました平成27年度葛城市一般会計補正予算（第5号）につきまして、内容を精査した上、再度、提出させていただくものでございます。

変更内容といたしましては、尺土駅前周辺整備事業費の減額補正に関し、国の補助内定通知の結果を踏まえた適正な歳入、歳出額に補正させていただくものであります。よろしくご審議を賜りますようお願いを申し上げます。

**赤井議長** これより質疑に入りますが、本案について質疑はありませんか。

6番、岡本君。

**岡本議員** 今の、一般会計補正予算につきまして、質疑を申し上げたいと思います。

先ほど、議第79号を撤回された。これは誤りが発見されたということであります。また新たに、議第84号で再提出されました。この中で、内容を精査したということであるわけですが、我々、中身がはっきりしないということで、私なりに考え方というのか、これを申し上げて、お聞きをしたいというふうに思います。

そもそも、このようなことになったのは、私たちが12月8日の勉強会ですか、この中で、今、言われている尺土駅前の事業予算、これについて、私はわからなかった、疑問を持ったということで、確認をさせていただいた。

その中で、総務部長といいますか、担当部長が、原課で聞いてくださいと言いました。当然のことやと私は思います。それで、原課で確認をいたしました。この中で、2款総務費、1項総務管理費、7目交通安全対策費、これ1,600万円の増額予算が計上されておりました。なぜこうなったか。6款の土木費、2項の道路橋りょう費、3目の尺土駅前周辺整備事業費。この中で、1億5,779万2,000円の減額がありました。それで、減額補正する中で、内容を確認いたしました。そうすると、どちらも国交省の社会資本整備事業補助金、これも交通安全施設の、今、言いました1,600万円の事業費。これも尺土駅前の減額する中での国庫補助金の内容が同じ省庁の中で認められたものであるということやから、尺土駅前から交通安全施設に振りかえる、こういう考えを持っておったということであるわけでございまして、この中で、言葉が悪いですが、担当職員が勘違いをして尺土駅前整備事業の国・県支出金あるいは地方債、一般財源の財源内訳で勘違いをしておったということがわかったわけでございました。金額にすれば、1億円余りという大きな金額になるわけですが、こんな内容で、再提出をするというものはいかなものかというふうに私は思います。

なぜかということと言いますと、やはり、こういう予算というのは、議員と職員の信頼関係、これが一番大事であると、私は思っております。職員の勘違い、これは人間ですので、それは勘違いもある、それは手違いもある。これは当然です。こういうことを、わかったからというて、どんどん指摘をしていく。これもいかなものか、私はそういうふうに感じております。

ですから、職員が、こういうことで勘違いしたんやということであって、十分反省したということであれば、私は許すべきであるというふうに思います。

それと、この財源内訳の、例えば誤りがわかった。ところが、この誤りが発見されて、どれだけの悪影響を及ぼすんか、どこに影響を及ぼすんかということを実際に精査されたんか。私はそれを聞きたい。

それで、職員を、こんなことだというたら、どうかわからんけど、こんなことをして、職員に対してやっぱり私は傷がつくというふうに思っています。あるとこで話をしたら、法的にいけますねんと、こんな話です。私も議員として、この再提出できるかできへんか。法的な根拠、誰でもわかりますわ。

ただ、法的な措置でいけます。それだけでこれ済ませるのかということを実は申し上げたい。やっぱり、理事者として、今回のケース、本当にこういうような形で再提出していく、これが正しいのか。私は、法律以前の問題があるというふうに思っております。

そやから、私はもっと理事者も職員もお互いの立場を尊重して、やっぱり理解すべきところは理解をしていく。こういう姿勢やないと、なかなか行政というのはいまきません。私は特に今回について、それを理事者に申し上げたいというふうに思います。

それで、何でもかといったら、12月9日に提案されて、誰1人、これ議員から今、私が言ったような質疑があったんか。何もなかった。それは何やねん。やっぱり信頼関係があったからや。今、12月、年度途中、何も年度途中でこれせんかて、3月まで日にちあるわけやから、3月にそれする、これでもできる。私はそういうふうに思っております。

ですから、この、再提出されたことについて、私はわかりませんので、もう一度、教えていただきたい。

それと、大変失礼な言い方をして悪いけども、この問題について、9人の議員に説明された。それで、先ほど、内部精査したということやけども、本当に、どれだけ精査されたんか。私は、一部の職員から指摘があったということではないかと、私は推測します。そういうふうにすることによって、今、市長に大きな汚点が残るとのことやん。まして、11日に、来年の選挙に出馬すると、こう言っているわけやん。そんな時期に本当にこんな出し方をしていいんかということが、私は言いたい。先ほど言いましたように、もっと職員の立場を考えるべきやというふうに私は思います。

そういうことについて、もう一度、説明していただきたいというふうに思います。

**赤井議長** 山下市長。

**山下市長** 今回の問題に関しましては、大変にご迷惑をおかけいたしましたことを、先ほどもお詫びを申し上げます。

ただし、行政側で、議会の、市民の代表でございます議会議員の皆さん方にご審議をいただく議案の中身が、特に今回は補正予算でございましたけれども、数字が間違っていたとわかった時点で、訂正ができる時期であれば訂正をするのは当たり前のことだと思っております。

これは、当然、この議案書というものは、議論された内容も含めて情報公開をされるわけでございますし、市民の皆さん方にも、この同じ議案書も手に入れられるような状況になるわけでございますから、それを、議会の皆さん方がまあまあまあいいやんかと、3月で

やってもいいやんかというふうにおっしゃっていただいても、やはり、そのの、わかった時点で訂正できる状況があれば訂正していくべきだというふうに判断をし、このような形になったわけでございます。

そして、当該職員を初め、担当者の皆さん方に対して、もうこれは、これからしっかりと注意をするようにということは指導はさせていただきますけれども、処分をするということは一切ございませんので、このような間違いがないように、もう一度職員一同、気を引き締めながら進めてまいりたいというふうに思っております。

以上でございます。

**赤井議長** 岡本君。

**岡本議員** 今、市長から答弁していただきました。

わかった時点で訂正するのは当たり前や、それはそうかもわからん。そやけども、私は失礼なことを言って悪いけれども、誰のためにこれをするの、職員のためにするのと違うわけやんか。自分ら、理事者側が世間に対して、補正予算も外に出る。間違いがわかった。後で説明するのかなわん。私はこれやないかなと思います。そんなもの、何ぼでも説明できるの違いますのか。

何で、それやったら、その当初のときでも、わからなかったんか知らんけれども、当初の、提案したときに、例えば、中身、一部数字の間違いがあるので、期間中に差しかえさせてもらいたいとかというふうな方法もあるわけやん。そんな、一旦撤回をして、法的にこうせんならんのか知らんけど、再提出するとか。そんなルールに乗ったようなことをやっていて、ほんな、全て今まで、こんな一切なかったんかということになってしまう。今後も、一切これはないんかい。私は、職員を指導するのやなしに、市長、副市長、査定した人間、責任あるの違いますのか。職員を指導するの、違いますがな。もっとしっかり見といたらいいの違いますのか。

私は、さっきから、それを言いたいから言ってるわけ。私は、余り失礼なことを言ったらいかんから、もう答弁も何も結構ですが、それだけは申し上げたい。

以上です。

**赤井議長** 山下市長。

**山下市長** 先ほども議案提案のときに、申しわけございませんでしたという形でおわびを申し上げました。やはり、理事者の責任であるというふうに思っておりますので、また、こういう間違いがないようにしっかりとやってまいりたいというふうに思っております。

以上でございます。

**赤井議長** ほかにございませんか。

15番、白石君。

**白石議員** ただいま、撤回されて、改めて議第84号の一般会計補正予算（第5号）が提出をされたわけであります。

市長は、この件について、深くおわびをして、職員に対してやっぱり厳しく注意、指導をしていくと、このように申されましたけれども、また、間違ったとわかった時点で修正する

のは当然だと、こういう話もいただきました。

私は、この勉強会の中で、この補正予算を見たときに、当初予算の財源内訳のうち、当初予算の一般財源8,654万1,000円が減額をされていると、何ぼ減額されていたかという1億4,314万2,000円減額をされているわけであります。

当然、複雑な予算を作成し、予算書自身を議会に提出する仕事は大変な事務だと、このように思います。

私は、32年間、議員をしてまいりましたけれども、このような、一般財源が当初予算額を超える減額補正をされたというのは見たことがありませんから、単純におかしいのではないかというふうに思うわけであります。

実際に、こういうことがあり得るのかどうか、私はまず、お伺いをしたいというふうに思いますし、これは職員を初め、幹部職員でなくても職員、そして議員であるなら、こんなにおかしいというのは、実際におかしいかどうか、正確がどうかわからないけども、おかしいということ自身はわかるわけです。こういうことが、おかしいなということで、やはり、もう一回、事業費を精査し、やっぱり見てみようということに、私は、ならなきゃならんと思うんです。

ところが、そうっていないというのは、これは、それぞれ原課が予算を上げていき、総務部長、副市长、そして市長と、査定をしていくわけですよ。これが、不思議だというふうに指摘がなかったのか、あったのか。このまま何の疑問もなしに、これ、議会に既に9日に上程されているわけです。その点が不思議でならないわけです。まず、その点をお聞きしたいということと、なぜ、こうなるのかという点です。原課は、新市建設計画事業の主要な事業を抱え、少ない職員の中で多忙を極めている。こういう環境にあるわけで、私は常日ごろから、用地買収も含めて、それこそ大変だなというふうに考え、議論の中でもやはり人員をきちっと見直してやるべきだということであると。

しかし、このたびは用地買収やその事業にかかわるハード面じゃなくて、まさにソフトの面で見誤ったと。見誤ったというのがようわからん。誰が見たっておかしいとなるんだから。何でこれを見誤るねん。

実際に、今の原課の体制、事務方も含めてどういう体制で、内容で、補助事業に対して対応されているのか、お伺いをしておきたい。これが2点目です。

そして、市長は、わかった時点だと、こう申されました。わかった時点は、これはもうまさに8日なんです。8日に適正な対応をすれば、上程されるまでもなく、議案を修正し、議会運営会をもちろんやらなきゃなりませんけれども、このような事態は回避できたわけであります。それがどうして回避できなかったのか。わかった時点というのはいつなんですか。これを3点目でお伺いをしたい、このように思います。

それから、もう1点。

市長は、職員の指導を徹底してまいりたい、昼夜もちろんするけれども、処分することはないと、こういうふうに言われています。他人事のようであります。葛城市のトップは、これ、市長なんです。最大の責任者なんです。これは、職員を、指導を徹底して、あるいは処

分したとしても、理事者の姿勢が、みずからの、やはり査定とか、時々、それぞれの原課の状況を把握し、また提案される予算や条例等をやはりきちっと精査をする、査定をするということが求められているのではないかと。一番の、やっぱり責任は市長であり、副市長です。

この点について、職員の指導を徹底するという事は当然でありますけれども、みずからについてはどのようにお考えか、お伺いしておきたい。

以上です。

**赤井議長** 山下市長。

**山下市長** 私のことにつきましても、深く反省をいたしております。二度とこのようなことがないようにしっかりと自分自身を律し、このようなことがないように邁進をしまいたいというふうに深く反省をいたしております。

以上でございます。

**赤井議長** 生野副市長。

**生野副市長** 尺土駅前周辺整備事業費についてでございます。

当初の、平成27年度予算につきましては、私、当時、都市整備部長時代に予算要求をさせていただき、予算編成をさせていただいたわけでございます。その中で、今回、補正を上げさせていただいたわけでございますが、これが、国の補助の確定によりまして、出を減額させていただいたということございまして、その中で、先ほど来、申し上げますように、入の方を見誤ったということございまして、当然、私も8月1日まで都市整備部長を兼務いたしておりましたので、私の責任も重大かと深く反省もいたしております。

そして、2点目の職員についてでございますが、確かに少ない中で、私、8月1日に兼務がとれまして、理事が部長に上がり、あと、9月1日に新規採用職員を2名増員いたしましたわけでございます。その中で、大きな事業、尺土駅前、国鉄・坊城線、そして地域活性化道の駅の事業と、大きな国庫事業を抱えておるわけでございます。その中で、大変、職員も苦勞をしていただいているということは、私も以前から、その担当部長もいたしておりましたので、理解はいたしておるわけでございますが、やはり、少ない職員の中で鋭意努力していただいているということでございます。

そして、9日にご指摘があり、9日の上程に間に合わなかったということでございます。この辺につきましても、ご指摘後にたしか8日の午後8時ごろ、そういう連絡をいただきまして、その中で協議させていただきまして、この中の尺土駅前の入についての確定の部分、起債等を含めまして確定部分が9日の10時までに間に合わなかったということでございます。

本当に大変申しわけございませんでした。

以上です。

**赤井議長** 白石君。

**白石議員** 8日の時点でわかったということは、副市長も認められましたけれども、私も勉強会まで補正予算を見てなかったですから、初めて勉強会の中で予算書を見て、これはおかしいのではないかというふうに思ったわけでありまして。この見誤ったと言いますけれども、実際に、そのことについて誰も疑問なしにずっと査定が通っちゃったんですかね。この辺、よく

わからない。どういう査定がされているのか。

勉強会でもそれこそやりとり、だいぶしました。しかし、やはり原課に聞かないと、やっぱり補助事業のことですから内容がよくわからないということで、原課にお伺いをするという事になったわけでありましたが。

この議第79号の補正予算を見たら、何で見誤るんやという疑問が本当にこれは拭えないんです。本当にちゃんとした査定がなされているのかというのが、本当にこれから、先ほども道の駅事業について、道路事業とまち交事業で議論をいたしましたけども、全く理解できない。わからない。所管の委員ですらわからない状況があるんです。これでは、職員自身も大変でしょうし、これは議員なんて全くわからない。こういうことになるわけでありまして、やはり補助事業については、当然、ふだんからきちっとやっぱり精査をし、対応していただくということが求められるのではないかというふうに思います。

副市長は、わかった時点、8日だったということでありましたけれども、先ほど、岡本議員は上程されたときに質疑も何もなかったと、こういうふうに言っているわけでありましてけれども、やはり8日にわかった時点で、少なくとも副市長はそのことを把握し、どのように対応するかということは、一定の合意があったから、私を含めて議員は本会議において、この質疑をしなかったということなんですよ。

これは、よしあしは別にして、先ほど、岡本議員も言いましたけども、理事者あるいは幹部、職員との、やはり信頼関係そのものが、本当に信頼に基づいてやられたことがこういう形になったわけでありまして、まさに、信頼関係が損なわれたと言わざるを得ないわけでありまして。

私は、やはり葛城市は新市の建設計画をまだまだたくさん抱えて、これをまちづくりの基本としてやり上げていかなきゃならない、まさに議会と行政というのは、チェック・アンド・バランスの関係で、チェックするときはするけれども、事業の推進にはやっぱり協力もしていく。こういう関係が、当然、私は、必要であるし、そのように考えてまいりました。

しかし、まさにそういう信頼関係を損ねるような事態になったということは、非常に不本意であるということをお申し上げて、終結します。

**赤井議長** ほかに質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

**赤井議長** 質疑ないようですので、質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議第84号議案については、各常任委員会に関係部分をそれぞれ分割付託し、審査願います。

以上で、本日の日程は全て終了しました。

次の本会議は12月21日午前10時から再開いたしますので、9時30分にご参集願います。なお、12月16日及び17日は各常任委員会がそれぞれ開催されますので、委員各位におかれましては、審査をよろしく願います。

本日はこれにて散会いたします。

散 会 午後0時31分